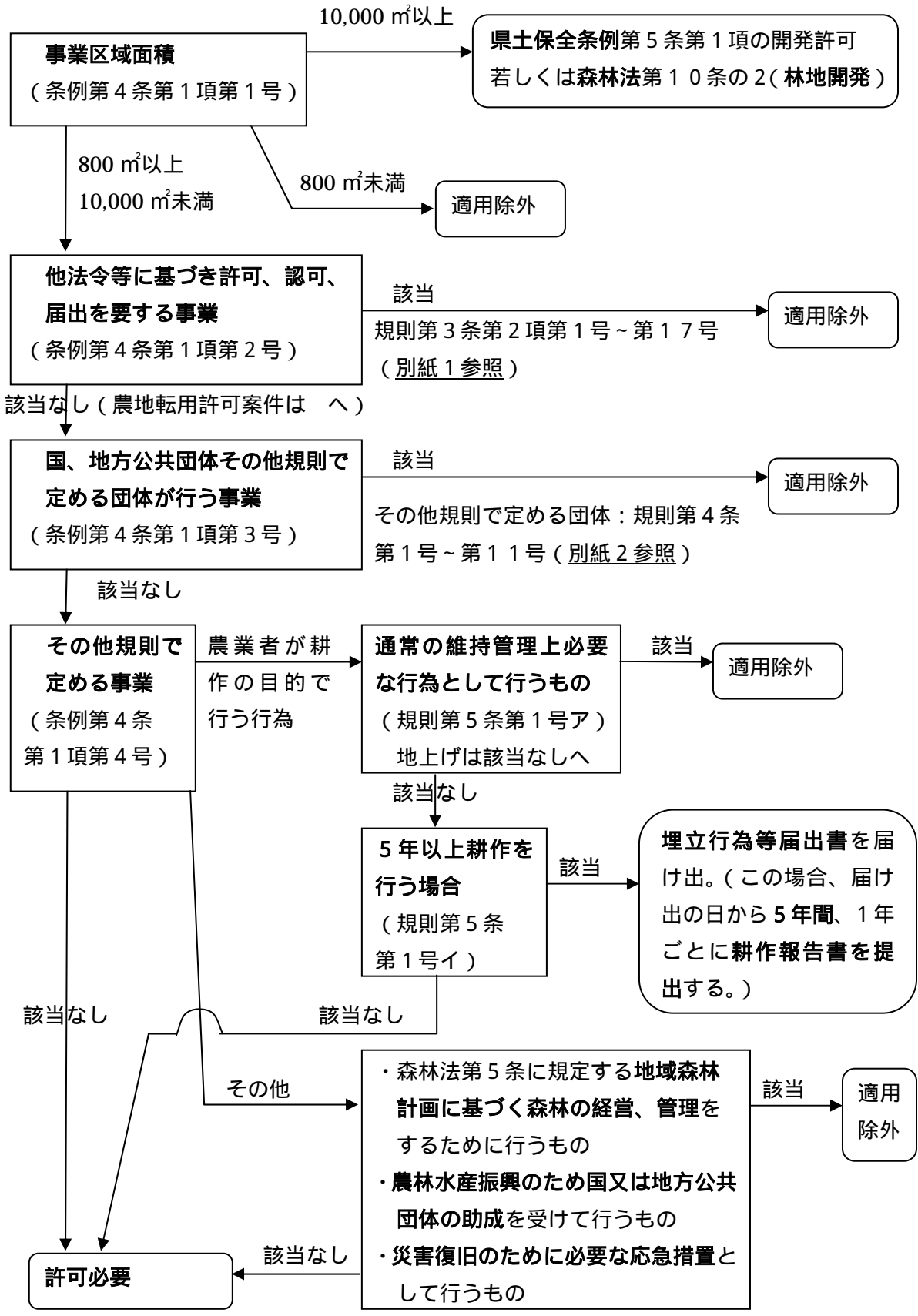


早島町埋立行為等規制条例 許可必要不要判断フロー
 (代表的な流れを記載しています。詳細は条例及び規則を参照下さい)



(別紙1)

規則第3条第2項

条例第4条第1項第2号の規則で定める法令等に基づき許可、認可、届出等を要する事業

- (1) 都市計画法第29条の許可を受けた開発行為に係る事業
- (2) 宅地造成等規制法第2条第2号に規定する宅地造成に係る事業
- (3) 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に係る事業
- (4) 文化財保護法第125条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (5) 森林法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた行為に係る事業
- (6) 道路法第24条、第32条第1項又は第91条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (7) 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業に係る事業
- (8) 河川法第25条、第27条第1項、第55条第1項又は第57条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可を受けた行為又は同法第13条第1項の規定により届出を行った急傾斜地崩壊防止工事に係る事業
- (10) 地すべり等防止法第11条第1項の承認又は第18条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (11) 公有水面埋立法第2条の免許を受けた行為に係る事業
- (12) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (14) 採石法第33条の許可を受けた行為に係る事業
- (15) 砂利採取法第16条の認可を受けた行為に係る事業
- (16) 岡山県県土保全条例第5条第1項の許可を受けた行為に係る事業
- (17) 前各号に掲げるもののほか、公益性のある事業で町長が認めるもの

(別紙2)

規則第4条

条例第4条第1項第3号の規則で定める団体

- (1) 日本道路公団
- (2) 本州四国連絡橋公団
- (3) 日本郵政公社
- (4) 日本下水道事業団
- (5) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- (6) 国立大学法人法に基づき設立された国立大学法人及び大学共同利用機関法人
- (7) 岡山県住宅供給公社
- (8) 岡山県道路公社
- (9) 岡山県土地開発公社
- (10) 市町村土地開発公社
- (11) 前各号に掲げるもののほか、これらに類する団体で町長が相当と認めるもの